

平成 26 年 9 月 10 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

	該当指針／該当箇所	意見等
1	主要行向け監督指針 改正案 Ⅲ-2-3-2-6 (5)②	・ 主要行等向けの総合的な監督指針「Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (5) 大口信用供与②」において、施行規則第 14 条の 3 第 2 項第 3 号の「その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由」（施行規則第 14 条の 6 第 1 項で準用する場合を含む）として、「イ. 法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合」が例示として挙げられているが、顧客区分管理信託（金商業等府令第 143 条第 1 項第 1 号）は「イ. 法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合」に該当するとの理解で良いか。

以 上